

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成31年2月8日(金) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 報告  
日程第4 報告第1号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程の報告について  
日程第5 議案第2号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を制定するについて  
日程第6 議案第3号 平成31年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について  
日程第7 議案第4号 市職員人事について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

#### (教育委員)

教 育 長	岸 本 文 子
教育長職務代理者	加 賀 爪 毅
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子

#### (出席職員職氏名)

部 長	伊 賀 和 彦	副 部 長	山 本 美 絵
参事(生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	市 橋 公 也
教育総務課長	栗 田 益 典	学校教育課長	吉 田 秀 平
一貫教育課長	金 久 洋	教育総務課副課長	吉 川 貴 之
教育支援課副課長	林 口 泰 之	生涯学習課副課長	宮 本 義 典
教育支援課主幹	二 木 明 美		

#### (書記職員職氏名)

**開 会** （午後5時30分）

**開会宣言** 教育長が2月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、加賀爪委員を指名する。

**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 報告

- (1) 文教福祉常任委員会について（平成31年2月7日）
- (2) 公民館の今後のあり方について（答申）
- (3) 第35回宇治川マラソン大会の開催について
- (4) 「要望書」について
- (5) 宇治市教育委員会後援事業について

以上5件を報告する。

---

[説明]

**(1) 文教福祉常任委員会について（平成31年2月7日）**

公民館の今後のあり方について（答申）

**(2) 公民館の今後のあり方について（答申）**

平成30年6月18日の生涯学習審議会から、「公民館の今後のあり方について」計5回の審議会を開催し諮問してきた。

審議経過について1回目は、議論した内容等の確認を行い、公民館の現状に対し、それぞれの委員の考えを中心に意見を出し合った。2回目は、今後の議論に必要となる情報を審議会で確認し、現状の課題・公民館の役割・今後の方向性を中心に議論を行った。3、4回目は、公民館の役割や答申の提言部分の議論を行った。5回目の平成31年1月25日の審議会は答申の最終確認を経て、平成31年2月6日に生涯学習審議会委員長より答申をいただいた。

答申の際、生涯学習審議会委員長から「委員の皆様から多様な分野の幅広い意見をいた

だけだ。公民館の今後のあり方をテーマに議論してきたが、審議会としては民間施設や他の公共施設も活用し、市内のあらゆる社会資本・資源を活かしたネットワークを作り、生涯学習だけでなく新しい取組が生まれることを願っている。また、総合化ということばは、市民が豊かな生活を送るための新しい仕組みや流れを作り、今までにないものになってほしいことを表している」とコメントをいただいた。

これを受け、教育長からは「答申を十分に踏まえ、今後の本市の生涯学習の推進充実に向けて方針を検討して参りたい」との旨を語られた。

今後のスケジュールは、方針（案）の作成に向けて平成31年3月から4月に教育委員会で意見をいただき、6月を目途に公民館の今後のあり方について方針（案）を提示したいと考えている。7月にパブリックコメントを実施し、9月頃に方針を固めていきたいと考えている。

続いて、2月7日に開かれた文教福祉常任委員会での答申に係る報告に対する委員からの質疑について説明する。

委員からは「宇治公民館の跡地利用や後継施設は、どうなるのか。また、有料化はするのか」「社会教育と生涯学習について市教委はどのような認識をしているのか」「公民館には、人を育てるための人員配置が必要で、市教委の方針案とはどのようなものか」との質問をいただいた。それに対し、「宇治公民館の跡地や後継施設、有料化については、答申の内容を踏まえて検討していく。市教委の方針案は、答申を踏まえ他部署との調整を図りながら出していきたい」と答えた。

---

#### [ 質 疑 ]

[ 委 員 ] 今後のスケジュールには、平成31年3月から4月の教育委員会となっているが、具体的にはどのような話し合いになるのか。

[ 事務局 ] 6月を目途に教育委員会の案を示すため、そこに至るまで事務局側で作成した資料を基に、教育委員の皆様からの意見をいただきたいと考えている。

[ 委 員 ] 答申に向けての概要を事務局が示し、その概要について委員は意見を述べ、6月以降に実施されるパブリックコメントまでに方針を固めていくということによろしいか。

[ 事務局 ] 手順としてはそのようになる。

### ( 3 ) 第 3 5 回宇治川マラソン大会の開催について

第35回宇治川マラソン大会は、平成31年2月24日（日）に、京都府立山城総合運動公園で開催する。スタート・ゴール地点は会場である京都府立山城総合運動公園で、宇治川を主とした宇治市内を走るコースになっている。

種目は、3種目で男女年齢別に合計26区分あり、ハーフマラソンコースと10kmコ

ースは10時30分スタート、5kmコースは5分早い10時25分スタートになっている。

参加申込者数は、2,296人で前回2,560人から264人減少している。申込方法ではインターネット利用が全体の約8割を占めている。

種目別申込者数は、5kmコースが390人、10kmコースが655人、ハーフマラソンコースが1,251人になっている。

都道府県別は、31都道府県からの申込があり、遠方の東は北海道、西は長崎県から申込があった。全体的に関西2府4県から2,138人と90%を占めている。

階層別では、中学生82人、高校生95人、一般2,119人の申込があり、高齢者の参加は、男子の70歳以上が42人(うち、市内在住者は10人)、女子の60歳以上が39人(うち、市内在住者は8人)となっている。

---

#### [ 質 疑 ]

[ 委 員 ] 高齢者の参加説明で、男子は70歳以上、女子は60歳以上を高齢としているが、なぜ男女で10歳差があるのか。

[ 事務局 ] 大会の設定での区分ということで、男子70歳以上と女子60歳以上を高年齢参加者としている。全体的に男性の参加人数が圧倒的に多く、高年齢女性の参加者が少ないため、60歳と設定している。

[ 委 員 ] 実行委員会が年齢区分やコース区分等を企画した際、高齢者の年齢区分についても企画、決定を行ったとの理解でよろしいか。

[ 事務局 ] はい、そのとおりである。

[ 委 員 ] 男女比はどうなっているのか。

[ 事務局 ] 全体2,296人のうち男子1,818人、女子478人の申込があったので、男女比は8対2である。

#### (4)「要望書」について

宇治市立木幡小学校PTAより「通学路における安全確保に関する要望」の提出を受けた。

#### (5)宇治市教育委員会後援事業について

東宇治地区コミュニティ推進協議会主催の第25回コミセン子どもかるた取り大会ほか6件、計7件の事業について後援した。

**日程第4 報告第1号** 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程及び宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程の一部を改正する規程の報告について

[ 説 明 ] 本改正は、「京都府立学校職員服務規程」及び「府立学校の副校長及び教頭専決規程」の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

「宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程」の改正内容を説明する。ＩＣカードによる出退勤時刻記録システムの対象職員は、出勤又は退勤するときは、自ら出勤又は退勤の記録に必要な処理をしなければならないこととし、システムの対象職員以外にあっては、従来通り、出勤したときは、直ちに自ら出勤簿に押印しなければならないこととした。

また、校長は、職員の出勤又は退勤の記録及び出勤簿を管理し、常に職員の勤務状況を明らかにしておかなければならないこととしたものである。

また、「宇治市立の小学校及び中学校の副校長の専決等に関する規程」の改正内容については、副校長決裁事務に出勤又は退勤の記録の管理を追加することとしたものである。

なお、改正後の本規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する予定である。

[ 質 疑 ]

[ 委 員 ] 新旧対照表の改正案第 5 条 2 項「別に定める方法により」は、報告にあった「ＩＣカードによる出退勤時刻記録システム」を使用する方法のことを示しているのか。

[ 事務局 ] そのとおりで、ＩＣカードを使用し管理する方法のことである。

[ 委 員 ] 改正案第 5 条 4 項の「校長は、出勤又は退勤の記録及び出勤簿を管理」に「及び」が記載されていることから、学校は出勤簿を作らなければならないのか。

[ 事務局 ] 押印は無くなりますが、管理自体は手書きとなるので、従来の出勤簿を使用する。

[ 委 員 ] 改正案第 5 条 3 項の「前項の規定により難い職員」とは、どのような職員なのか。

[ 事務局 ] ＩＣカードで管理する職員は、正規職員と常勤の講師のみで、非常勤の職員については出勤簿に押印することとなっている。

## 日程第 5 議案第 2 号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を制定するについて

[ 説 明 ] 本議案は、学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改正内容は、学校教育法の附則第 9 条に第 2 項が追加されたことにより、「宇治市立小・中学校において使用する教材の取扱いに関する規則」の第 1 条及び「宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の第 9 条の「附則第 9 条」を「附則第 9 条第 1 項」に改正するものである。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**日程第6 議案第3号 平成31年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について**

教育長より、本件は宇治市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明] 本議案は、平成31年3月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、宇治市長から平成31年2月7日付けで意見を聴取されているものである。提出議案「平成31年度宇治市一般会計予算、宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

まず、「平成31年度宇治市一般会計予算」について、教育関係歳出予算の集計としては、民生費の善法・河原青少年センター運営費・活動費と、文化財保護費を除く教育委員会が所管する教育費を合わせた予算総額は、53億1千937万4千円で、前年度より6千619万8千円、1.23%減となっている。

また、一般会計予算総額に占める割合については、平成31年度は8.51%で、前年度より0.21ポイント低くなっている。

特徴的な事業を「平成31年度 予算の概要(抜粋)」より説明を行っていく。まず、31年度市長特別枠「5.図書館教育充実事業費」については、現在配置している8名の学校司書を、全中学10校区に各1名を配置するものである。

「7.学校施設長寿命化計画策定費」については、長期的な計画策定に掛かる経費を平成31年から32年の債務負担行為を設定し、学校施設の長期的な更新・統廃合・長寿命化等の計画策定に要する経費を挙げている。

「9.小学校・中学校・幼稚園維持整備事業」については、良好な教育環境の確保と施設の維持・保全を図るため、幼・小・中学校で整備事業を

行うものである。西小倉小学校、北小倉小学校、南小倉小学校、西小倉中学校の3小1中は、トイレ改修の設計について予算化するものである。

「12．給食・調理環境充実費」については、小学校の給食を民間委託している事業である。平成31年度は、民間委託の小学校が8校となり4年間の債務負担行為を設定している。

「15．小学校・中学校就学援助費」については、準要保護の新入学児童・生徒の学用品費等の単価の引き上げを行うものである。

「21．子育て支援施設等利用給付費補助金」については、平成31年10月以降の幼児教育無償化に伴う私立幼稚園に就園する3歳児から5歳児を対象とした補助である。私立幼稚園就園助成費補助金は4月から9月については例年通りで、10月以降は子育て支援施設等利用給付費補助金の事業に変わることになる。

「22．公立幼稚園運営経費（再掲）」については、東宇治幼稚園において3年保育を試行実施するものである。

「27．小中一貫教育推進費」については、拡充がラーニングコーディネーターを全中学校区10名体制にすることである。特別枠では、小学校3年生に市独自で学力調査を実施し、結果分析を行うものである。

「36．小学校プログラミング教育推進費」については、先日の総合教育会議で説明をした事業のことで、全小学校に人型ロボット（Pepper）を配置するものである。

「55．総合野外活動センター再整備事業費」については、ボイラー改修等を行うものである。

「57．企画展示費」については、この4月からオープンする新作アニメの完成記念特別企画展等の実施、「58．講座等開催費」についても、新作アニメ完成記念トークショー等の開催を予定しているものである。

「63．展示活動費」については、歴史資料館の特別展「宇治の電車・京都の電車 - 「観光」の時代 -」（仮題）を開催する予定である。

次に、「宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて」の改正の内容は、平成31年度より、宇治市立東宇治幼稚園で3年保育を試行実施するため、新たに3歳児保育料の設定が必要であり、所要の改正を行うものである。

具体的には4歳児・5歳児と同様の区分・金額で、3歳児の保育料を設定し、別表に追記する。条例の施行日は、平成31年4月1日である。

#### [質 疑]

[委 員] Pepperの配置は4月からか。

[事務局] 4月中に配置を行い、活用についてはもう少し遅れると考えている。

[委 員] 「27．小中一貫教育推進費」の特別枠で小学校3年生にて市独自学力

調査について、実施する時期や、テストに使用する調査内容は市販のものか独自に作成のものにするのか。

[事務局] 予算計上の理由として、小学校2年生までの学力を早期に見ることで、出来るだけ早く躰き等を確認したいためである。調査内容に関しては、昨今、教科書会社等が市販試験を作成しているので、小学校3年生のなるべく早い時期に業者作成の学力調査を実施したいと考えている。

[委員] 分析についても、学力調査を作成した業者に依頼するのか。

[事務局] そのように考えている。

[討 論]

[委員] いくつかの事業内容に人を増やす予算がされていて、非常に良いことであり充実に繋がると思う。ただ、成果を上げなくてはならないのが大変なところだ。また、学力向上に関してアクションプランを考えており、大いに期待ができる。

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

#### 日程第7 議案第4号 市職員人事について

教育長より、本議案に関しては人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により本案件を非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[採 決] 採決の結果、原案どおり全会一致で可決する。

**閉会宣言** 教育長が2月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時10分)